**障害者計画〔2024-2029〕（素案）からの主な修正について**

**１　第4回障害者施策推進協議会での意見を受けて修正したもの**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| No. | ページ | 修正前 | 修正後 | 修正理由 |
| 1 | 49 | 【主な事業・取組】②  《拡》図書館での障害者向けサービスの提供  ・　大活字本や布絵本、点訳絵本等の充実 | ・　大活字本や布絵本、点訳絵本、LLブック等の充実 | LLブックについても記載してほしいとの意見を受けて追加 |

**２　12月厚生委員会での意見を受けて修正したもの**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| No. | ページ | 修正前 | 修正後 | 修正理由 |
| 2 | 39 | 【施策の方向性】②  ◆手話や要約筆記等の専門的な技術を有する人材を養成・確保するなど、障害者の情報・コミュニケーション支援の充実に努めます。 | ◆手話や要約筆記等の専門的な技術を有する人材を養成・確保するなど、障害者の情報・コミュニケーション支援の充実に努めます。なお、手話に関する施策を講ずるに当たっては、手話が独自の文法等を有する言語であるとの認識の下行います。 | 障害者差別解消推進条例と同様に、本市は手話が独自の文法等を有する言語であるという認識を持っていることを明記すべきとの意見を受けて追加 |

**3　市民意見を受けて修正したもの**

| No. | ページ | 修正前 | 修正後 | 修正理由 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 3 | 14 | 【主な事業・取組】②  新規採用職員研修等における障害者理解を深める研修（車いす体験等）を実施 | 新規採用職員研修等における障害者理解を深める研修（福祉に関する基本的な知識の習得や車椅子体験の実習等）を実施 | 市職員への研修の中で全ての障害を取り上げてほしいとの意見を受けて修正 |
| 4 | 31・32 |  | 【主な事業・取組】①  保健師地区担当制〈再掲〉  保健師がそれぞれの担当地区を受け持つ「保健師地区担当制により、保健師が積極的に地区に出向き、訪問指導や健康相談を行うなどの保健活動を充実させるとともに、地域住民や関係機関と連携しながら高齢者、障害者、子どもなど全ての住民が暮らしやすい地域づくりを推進 | 地域包括ケアの実現に向けた関係部局や関係機関等との連携に対応する主な事業・取組がないとの意見を受けて、〈再掲〉として掲載 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| No. | ページ | 修正前 | 修正後 | 修正理由 |
| 5 | 31・32 |  | 【主な事業・取組】①  《拡》 相談支援包括化推進員の配置〈再掲〉  高齢、障害、子ども、生活困窮などの複雑化・複合化した生活課題について、多機関の協働による解決に取り組むため、支援関係機関相互間の連携による支援の調整等を行う相談支援包括化推進員を配置 | No.4に同じ |
| 6 | 42 | 【主な事業・取組】①  新生児聴覚検査事業  聴覚障害を早期に発見し、聴覚補助や言語発達支援等の適切な支援を行うことを目的として、新生児に対し聴覚検査を実施 | 聴覚障害を早期に発見し、  　　　（削除）　　　　　適切な支援を行うことを目的として、新生児に対し聴覚検査を実施 | 「聴覚補助」が見方によっては人工内耳の装着を推奨しているようにも捉えられ、ろう者にとってはあまり好ましくないとの意見を受けて修正 |

**4　全庁照会の結果を受けて修正したもの**

| No. | ページ | 修正前 | 修正後 | 修正理由 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 7 | 16 | 【主な事業・取組】③  難病患者等交流会等の実施  患者会と共催で、交流会や難病講演会・相談会を開催 | 患者会と連携し、交流会や難病講演会・相談会を開催 | 共催実績がなく、今後も共催は予定していないため |
| 8 | 23 | 【主要課題】②  ◆避難が長期化する場合には、障害者が安心して過ごせる避難場所の確保や、福祉避難所の充実が求められています。 | ◆　　　　　　（削除）　　　　　　障害者が安心して過ごせる避難場所の確保や、福祉避難所の充実が求められています。 | 現状の取組に則した文言の修正 |
| 9 | 23 | 【施策の方向性】②  ◆避難場所において障害者が安心して過ごせるよう、支援策の充実に努めます。 | ◆避難場所等において障害者が安心して過ごせるよう、支援策の充実に努めます。 | No.14を追加したことによる修正 |
| 10 | 24 | 【主な事業・取組】①  自主防災組織の育成指導  災害時における地域の防災⾏動⼒の向上を図るため、障害者等の視点を踏まえながら、各種訓練を実施するとともに、⾃主防災組織と社会福祉施設等（障害者施設を含む。）との協⼒体制が確⽴されるよう働き掛けを実施 | 災害時における地域の防災力の向上を図るため、地域の防災リーダーを育成するとともに、避難行動要支援者等の視点を踏まえながら、わがまち防災マップ等を活用しつつ、災害時を想定した実践的な訓練の実施を支援。また、自主防災組織と社会福祉施設等との協力体制が確立されるよう働き掛けを実施 | 他計画との記載内容の統一を図るため |
| 11 | 24 | 【主な事業・取組】①  《拡》避難行動要支援者の避難支援に係る取組の支援  ・　同意者リストを地域で避難支援に携わる避難支援等関係者（自主防災組織、町内会・自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、基幹相談支援センター等）に提供するとともに、避難支援等関係者や福祉専門職等と連携し避難行動要支援者ごとに避難支援者や具体的な避難方法等を記載した個別避難計画の作成を推進 | ・　同意者リストを地域で避難支援に携わる避難支援等関係者（自主防災組織、町内会・自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、基幹相談支援センター等）に提供し、平時の見守り活動等に活用  ・　避難支援等関係者や福祉専門職等と連携・協力して、避難行動要支援者ごとに避難支援者や具体的な避難方法等を記載した個別避難計画の作成及び計画の実効性を高めるための訓練を推進 | 取組の拡大に伴う修正等 |
| ・　土砂災害や洪水などの危険区域に居住する避難行動要支援者世帯のうち、希望世帯に防災情報電話通知サービスを提供（令和元年度以前は、同対象世帯のうち、希望世帯に防災行政無線屋内受信機を設置） | ・　土砂災害警戒区域等に居住する避難行動要支援者世帯のうち、希望世帯に防災情報電話通知サービスの提供や防災行政無線屋内受信機の設置 | 他計画との記載内容の統一を図るため |
| 12 | 24 | 【主な事業・取組】①  防災情報メール配信システム  避難勧告等の緊急かつ重要な防災情報や防犯情報等を、事前に登録している携帯電話等に電子メールで配信 | 避難指示等の緊急かつ重要な防災情報や防犯情報等を、事前に登録している携帯電話等に電子メールで配信 | 災害対策基本法の一部改正（令和３年５月）に伴う修正 |
| 13 | 25 | 【主な事業・取組】②  手話通訳者及び要約筆記者奉仕員派遣事業  消防隊等の災害活動現場において、聴覚障害者及び音声又は言語機能障害者との円滑な意思疎通を図るうえで支障がある場合に、意思伝達の手段として、手話通訳者又は要約筆記者奉仕員の派遣を実施 | 手話通訳者及び要約筆記者・奉仕員派遣事業  消防隊の災害活動現場において、聴覚障害者及び音声又は言語機能障害者との円滑な意思疎通を図るうえで支障がある場合に、意思伝達の手段として、手話通訳者又は要約筆記者・奉仕員の派遣を実施 | 広島市消防局手話通訳者及び要約筆記者・奉仕員派遣事業実施要綱と整合性を図るため |
| 14 | 25 |  | 【主な事業・取組】②  《新》要配慮者利用施設における防災対策の推進  土砂災害警戒区域等に所在する要配慮者利用施設が避難先や避難経路、必要な物資の備蓄などを定める避難確保計画の策定状況やそれに基づく避難訓練の実施状況を調査し、必要に応じて助言・指導などを行うことで、要配慮者利用施設における防災対策を推進 | 新たに取組を追加 |
| 15 | 25 |  | 【主な事業・取組】②  《新》指定緊急避難場所の機能強化  障害者等の避難者がより安心して指定緊急避難場所に滞在できるように、車椅子対応型の組立式仮設トイレなどの避難環境を充実させるための資機材を配備 | 新たに取組を追加 |
| 16 | 27・  32  （再掲） | 【主な事業・取組】①  《拡》相談支援包括化推進員の配置  高齢、障害、子ども、生活困窮などの複雑化・複合化した生活課題について、多機関の協働による解決に取り組むため、相談支援機関相互間の連携による支援の調整等を⾏う相談支援包括化推進員を配置 | 高齢、障害、子ども、生活困窮などの複雑化・複合化した生活課題について、多機関の協働による解決に取り組むため、支援関係機関相互間の連携による支援の調整等を⾏う相談支援包括化推進員を配置 | 第２次広島市地域共生社会実現計画との記載内容の統一を図るため |
| 17 | 28 |  | 【主な事業・取組】①  《新》 重層的支援体制整備事業  地域住民の複雑化・複合化した生活課題に対応するため、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、①包括的な相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援の３つの支援を一体的に実施することにより、包括的な支援体制の整備を推進 | 他計画との記載内容の統一を図るため |
| 18 | 30 | 【主な事業・取組】②  《新》成年後見制度利用促進事業  認知症高齢者や一人暮らしの高齢者などの増加に伴い、預貯⾦などの財産管理や施設入所に関する契約の締結などを⾏う際の判断能⼒が十分でない方が増加していることから、こうした方々の財産、権利を保護し、安心して生活できるよう支援を⾏う成年後⾒制度の利⽤を促進 | 認知症、精神障害、知的障害等によって判断能力が不十分で権利擁護支援を必要とする人が成年後見制度を利用できるよう、医療・福祉・司法・行政等による地域連携ネットワークの連携強化を図るとともに、広島市成年後見利用促進センターによる制度の普及啓発、相談支援、後見業務の担い手の確保等を実施 | 「第９期広島市高齢者施策推進プラン」及び「第２次広島市地域共生社会実現計画」との記載内容の統一を図るため |
| 19 | 30 | 【主な事業・取組】②  《新》成年後見人等への送付先変更の一括受付  成年後⾒人等の負担軽減につながるよう、本市から送付する成年被後⾒人等への通知書等の宛先を、成年後⾒人等へ変更する複数の手続について、担当窓口のいずれか一つの窓口でまとめて届出を受け付ける取組を実施 | 本市から送付する成年被後⾒人等への通知書等の宛先を、成年後⾒人等へ変更する複数の手続について、一つの窓口でまとめて受け付ける取組を実施 | 「第９期広島市高齢者施策推進プラン」及び「第２次広島市地域共生社会実現計画」との記載内容の統一を図るため |
| 20 | 37 | 【主な事業・取組】①  若い世代に向けた介護職理解促進事業  若い世代が介護を将来の仕事として捉える機会を提供するため、中学生を対象とした出前授業や高校生・大学生を対象とした介護の職場⾒学を実施 | 若い世代が介護を将来の仕事として捉える機会を提供するため、中学生を対象とする出前授業や、高校生等の介護の職場見学を実施 | 「第9期広島市高齢者施策推進プラン」との記載内容の統一を図るため |